

受動喫煙防止対策に係る改善状況報告書

記入日：令和4年 月 日

施設名： _____

施設所在地：盛岡市 _____

電話番号： _____

氏名（役職等）： _____

【伝達事項】

- 1 **令和4年11月30（水）までの回答に御協力ください。**
- 2 回答いただいた内容は、受動喫煙防止対策にのみ利用します。本調査の回答により、市が回答者に対して不利益な取り扱いを行うことは一切ありません。
- 3 回答内容に確認事項があるときは、保健所担当職員から御連絡を差し上げる場合がございますので、あらかじめご了承ください。御不明な点等は、健康増進課 019-603-8306 赤坂までお問合せください。

1 喫煙の状況はどれに該当しますか。該当する番号に○をつけて下さい。

- ① 敷地内完全全面禁煙 ⇒ 設問3へ
- ② 屋外でのみ喫煙可能（屋内は完全禁煙） ⇒ 設問3へ
- ③ 屋外・屋内両方で喫煙可能 ⇒ 設問2、3へ
- ④ 屋内でのみ喫煙可能（屋外に喫煙場所はない） ⇒ 設問2、3へ

2 【設問1の回答が③④の方】同封の受動喫煙防止対策についての資料をお読みいただき、貴所の喫煙場所は厚生労働省が定める技術的基準に適合していること、改正法のルールを順守して設置されていることを確認したうえで改善報告をお願いします。

- ⚠️ がつかない項目がある場合、改正法に抵触する可能性があるため現在設置中の喫煙室で喫煙はできません。
- ⚠️ 屋内喫煙室を引き続き設置する場合は、全ての項目にがつく状態にしてください。（別紙の記入例を参照）
- ⚠️ 基準に適合しない喫煙室を使用し続けた場合、過料処分の対象になる場合がありますので御留意ください。

(1) 標識の掲出

- 施設及び喫煙室の出入口に必要事項を記載した標識を掲示している。
(施設全体が喫煙室の場合は施設の出入口のみに標識掲出)

(2) 20歳未満の者の立入禁止

- 清掃等、喫煙目的以外であっても、喫煙室には20歳未満の者は一切立ち入らせていない。

(3) 労働者の受動喫煙防止対策

- 20歳未満または受動喫煙を望まない労働者が喫煙エリアに立ち入る必要の内容、喫煙エリアを通らない動線の工夫や、勤務シフト・業務分担の工夫等の配慮をしている。

(4) 技術的基準（施設全部が喫煙室の場合は①のみ 例：喫煙可能店、喫煙目的店）

- ① たばこの煙が室外に流出しない様壁、天井等によって区画されている。
- ② 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上である。
- ③ たばこの煙が屋外又は外部に排気されている。

裏面に続きます➡

(5) その他喫煙室設置の守るべきルール

※現在設置している喫煙室の状況について、当てはまる項目に☑をして下さい。



喫煙専用室

- ・喫煙可能な場所について
 - 屋内の一部に設置している。
- ・喫煙室内で可能な喫煙以外の行為
 - 喫煙のみに使用し休憩室、会議室、倉庫等とし使用していない。



加熱式たばこ専用喫煙室

- ・喫煙可能な場所
 - 屋内の一部に設置している。
- ・喫煙可能なたばこの種類
 - 加熱式たばこに限定している。



喫煙可能室（または喫煙可能店）

- ・喫煙可能室設置の要件
 - 既存特定飲食提供施設の条件をすべて満たしている
 - 既存特定飲食提供施設を証明する書類を保存している
- ・その他
 - 保健所へ喫煙可能室設置の届け出をしている



喫煙目的室（または喫煙目的店）

- ・喫煙可能室内で可能な喫煙以外の行為
 - 喫煙と主食を除く飲食等の提供
- ・喫煙目的施設設置の要件
 - たばこ事業法による販売許可をとっている。

3 【全ての事業者様】

受動喫煙に関することで御意見等があれば記入願います。

報告書は以上です。御協力ありがとうございました。